

5 くらしと産業を支える社会基盤づくり

(1) 交流・連携を支える交通ネットワークの形成

広域交通ネットワークの形成

本県では、東九州自動車道の整備や国際定期航空路線の開設など陸・海・空の交通基盤の整備が着実に進展しています。人・物・情報が地域を越え、国を越えて動く時代を迎えている中、国内外との交流・連携の要となる広域交通ネットワークの形成に取り組んでいきます。

高規格幹線道路等の整備

本県の東九州自動車道は、平成3年12月に初めて「西都～清武間」が整備計画に策定されて以来、平成8年12月に「門川～西都間」及び「清武～北郷間」が、また平成10年12月には「北郷～日南間」が、整備計画に策定されました。さらに、平成11年12月には「蒲江～北川間」の整備計画が策定され、県内約190kmのうち、約7割が整備計画区間となりました。その中で「西都～清武間」については、平成12年3月の「宮崎西インターチェンジ（IC）～清武ジャンクション（JCT）間」に引き続き、平成13年3月に「西都IC～宮崎西IC間」が全国トップクラスの速さで開通しました。残る施行命令区間である「都農～西都間」、「門川～都農間」についても、日本道路公団において、着実に整備が進められています。また、平成15年12月には「蒲江～北川間」、「清武～北郷間」、「北郷～日南間」の3区間が新直轄方式による事業区間に選定され同年度から事業化されました。

九州横断自動車道延岡線「矢部～延岡間」については、平成8年12月に基本計画が決定され、現在、整備計画の策定に向けた諸調査が進められています。

将来、東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線と一体となって機能する国道10号延岡道路及び国道218号北方延岡道路については、国土交通省により事業が進められています。延岡道路の「延岡JCT・IC～延岡南IC間」は平成17年度の供用開始を目標とすることが、また、北方延岡道路の「延岡市舞野～延岡JCT・IC間」は平成17年度、「北方IC～延岡市舞野間」は平成19年度の供用開始を目標とすることが、国土交通省から公表されたところです。九州縦貫自動車道の「人吉～えびの間」については、平成7年に暫定2車線で開通し、平成11年5月に、4車線化の工事に着手されました。このうち、平成13年4月に宮崎県側の「えびのパーキングエリア～えびのIC間」、平成14年7月には熊本県側の「人吉IC～加久藤トンネル手前間」の4車線化が完成しました。残る暫定2車区間8.4kmについても、平成15年2月に加久藤トンネルが貫通するなど、順調に工事が進められており、平成16年度中に完成することが示されたところであります。

引き続き、これらの路線の早期整備が図られるよう努めます。

一方、高規格幹線道路と一体となって機能する地域高規格道路についても、重点的に整備を図るほか、東九州自動車道等の整備進捗にあわせ、各インター線の整備を推進するとともに、高速道路の整備の波及効果を全県的に拡げるために、各インターチェンジと空港、港湾を連絡するアクセス道路について重点整備を図ります。 (98億5,438万円)

宮崎県の高規格幹線道路の整備状況

| | 九州縦貫自動車道 | | 東九州自動車道 | 九州横断自動車道 延岡線 |
|------|-----------------------------------|--|---|---|
| 区間 | 宮崎I.C～ えびのI.C | えびのI.C～ 人吉I.C | 北九州市～ 鹿児島市 | 御船町～ 延岡市 |
| 距離 | 82.5 km | 22.3 km | 436 km | 95 km |
| 概 | ○予定路線 S41.7 ○基本計画 S42.11 | ○予定路線 S41.7 ○基本計画 S42.11 | ○予定路線 S62.9 ○基本計画 H元.1 ・延岡～清武間 H 3.12 ・清武～日南間 ・串間～志布志間 H 8.12 ・蒲江～延岡間 ・日南～串間間 | ○予定路線 S62.9 ○基本計画 H 3.12 ・御船～矢部間 H 8.12 ・矢部～延岡間 |
| 要 | ○整備計画 S43.3～S46.6 | ○整備計画 S48.10 | ○整備計画 H 3.12 ・西都～清武間 H 8.12 ・門川～西都間 ・清武～北郷間 H10.12 ・北郷～日南間 H11.12 ・蒲江～北川間 | ○整備計画 H 8.12 ・御船～矢部間 |
| | ○施行命令 S43.4～S46.6 | ○施行命令 S48.10 | ○施行命令 H 5.11 ・西都～清武間 H 9.12 ・都農～西都間 H10.12 ・門川～都農間 | ○施行命令 H10.12 ・御船～矢部間 |
| | ○工事期間 S47～S56 | ○工事期間 H元～H7 (暫定2車線) | ○新直轄方式 H15.12 ・蒲江～北川間 ・清武～北郷間 ・北郷～日南間 | |
| 供用開始 | S51.3～S56.10 | H 7.7 (暫定2車線) H13.4～ ・えびのPA～ えびのIC間 (4車線) | H12.3～ ・宮崎西～清武間 (暫定2車線) H13.3～ ・西都～宮崎西間 (暫定2車線) | |

陸上輸送機能の強化

東九州を縦貫する唯一の幹線鉄道である日豊本線は、本県経済発展のみならず地域間の交流・連携を支える基盤として重要な役割を果たしています。

これまでも、宮崎～延岡間の高速化や空港連絡鉄道の建設に取り組んできましたが、大分・鹿児島方面のいわゆる県際間の高速化等について、関係自治体等と協議・研究を進めるとともに、関係機関へ要望活動を推進していきます。

また、県、県議会、市町村、県内の主要団体で構成する「宮崎県鉄道整備促進期成同盟会」を中心に、利用しやすいダイヤの設定等に関する要望活動を行います。

(8 2 2 万円)

航空輸送機能の強化

空港施設の整備充実

宮崎空港については、平成2年3月に2,500m滑走路を供用開始して以降、滑走路、誘導路の改良、エプロンの増設、外洋に面した空港施設の被災防止のための護岸改良、航空機の安全航行の向上を図るための航空保安施設、バリアフリー化及び歩道ルーフなどの整備が行われています。

空港周辺的环境対策については、昭和50年度から宮崎市と清武町の騒音区域を対象とした住宅・学校の防音工事や共同利用施設の設置等が行われています。

(1 億 8 , 5 4 4 万円)

航空輸送力の強化

宮崎空港の乗降客数は、年間330万人以上で、国内線では全国第9位(平成14年度)と、国内でも有数の地方空港となっています。

また、平成13年4月のアジアナ航空宮崎～ソウル便就航、平成14年8月のスカイネットアジア航空宮崎～東京便就航により宮崎の空の利便性が飛躍的に向上しました。

今後も、国内航空網の利便性を向上させるとともに、国際定期便・チャーター便の利用促進など、更なる空港の国際化を図ります。

(1 億 5 , 5 2 4 万円)

海上輸送機能の強化

港湾の整備

本県には、重要港湾3港、地方港湾13港、56条港湾1港があり、地域産業の基盤となる港湾の整備及び船舶航行の安全確保、並びに港湾の環境整備を進めています。

特に、重要港湾においては船舶の大型化や取扱貨物のユニット化、国際化の進展に伴い、港湾の物流機能強化を図るための施設整備を進め、併せて港湾の利用促進活動、いわゆるポートセールス活動を展開します。

細島港については、本県における外国貿易の拠点としての機能充実を図るため、港内静穏度の向上を目的に沖防波堤の整備を進めます。

宮崎港については、空港、高速道路などへの交通アクセスに優れた南九州の物流拠点としての機能充実を図るため、防波堤の整備を進め、油津港については、防波堤の整備とともに、歴史的価値の高い堀川運河の保存再生に向けた整備を進めます。

他の地方港湾については、それぞれの地域の特性を生かした産業拠点として整備を進めます。
(62億2,080万円)

海上輸送ルートの維持・強化

本県諸産業の振興の基盤となる海上における物流、人流のルートを確保するため、カーフェリー等既存航路の利用促進及び新規航路の開設を促進し、海上輸送機能の維持・強化に取り組めます。
(1,037万円)

効率的な物流ネットワークの形成

大消費地から遠距離にあるという地理的条件を克服し、厳しい産地間競争に対応していくため、港湾、道路などの物流基盤の充実・強化を進めるとともに、民間事業者と連携しながら、物流基盤や輸送手段の特性を生かした物流システムを構築することにより、効率的な物流ネットワークの形成を図ります。
(4,285万円)

地域交通ネットワークの形成

県内主要都市間及びその都市と周辺市町村間を概ね1時間で結ぶ道路ネットワークを構築する「県内1時間構想」を推進し、生活圏・経済圏の拡大による暮らしの利便性の向上や産業の活性化を図ります。

また、マイカーの普及や過疎化の進行、さらには規制緩和の動きの中で、地域住民の生活の足となる鉄道や地方バス路線などの公共輸送サービスの確保に努めます。

港湾の数

| 港 格 | 区 分 | 港 名 | 港湾管理者 |
|-------|-----|---------|-------|
| 重要港湾 | 内 地 | 細 島 港 | 宮 崎 県 |
| | | 宮 崎 港 | 〃 |
| | | 油 津 港 | 〃 |
| 地方港湾 | 内 地 | 福島港他11港 | 〃 |
| | 離 島 | 大 島 港 | 〃 |
| 56条港湾 | | 高 鍋 港 | 〃 |
| 計 | | 17港 | |

広域生活圏に対応した道路整備

高規格幹線道路等と一体となって、県土の骨格を形成する基幹的な国道の整備を推進するほか、国道網を補完し、広域的な道路ネットワークを形成する県道、地域連携の取組みを支援するための県道、地域振興プロジェクトを支援する県道等の整備を推進し、生活圏・経済圏の拡大に対応した「県内1時間構想」の実現に向けた道路整備を進めます。

一方、日常生活に密着した県道や市町村道についても、生活道路としての機能の向上を図るほか、過疎地域・奥地等の振興に資する道路の整備に努めます。特に中山間地域の比較的交通量の少ない県道においては、早期に整備効果を発現させるため、1.5車線の道路整備手法も取り入れるなど、地域の実情に応じた道路整備を進めます。また、都市部における渋滞解消に向けたバイパスや環状道路の整備を推進します。

さらに、道路は良好な生活空間を形成する役割をもっていることから、高齢者や障害者等の利用に配慮した整備や美しい道路景観の形成等を進め、安全性とアメニティを備えた道路環境の形成を図ります。

(579億3,999万円)

地域生活交通の利便性向上

地域の重要な生活の足である鉄道やバス輸送サービスの向上を促進するとともに、地域の実情に応じた多様な交通手段の確保を図ります。

高千穂鉄道については、沿線自治体等と連携を図りながら、なお一層の経営の安定化に取り組めます。

地域住民の日常生活に必要な地方バス路線については、バス事業者に運行維持のための助成を行うとともに、市町村が行う廃止路線代替バスや乗合タクシーの運行並びに小型車両による効率的で利便性の高い生活交通の確保の取組みについて助成を行います。

また、バスの利便性向上についての取組みや利用促進団体等への支援を行い、利用促進を図ります。

(4億9,513万円)

(2) 高度情報通信ネットワークの形成

高度情報通信基盤の整備

高度情報化は、産業から社会生活までの広い範囲で急速に進展してきています。本県にとって、この高度情報化を積極的に進めることが、東京をはじめとする大都市圏との地理的遠隔性を解消し、地域産業の活性化、県民生活の向上を図る上で極めて重要な課題となっています。

このため、県では、平成14年8月に供用開始し、全国で初めて県と県下44市町村役場を高速・大容量の光ファイバで接続した「宮崎情報ハイウェイ21」の利活用による情報通信格差の是正を推進します。

高度情報通信ネットワークの整備
情報通信サービスの高度化と低廉化によって、インターネット利用者は急速に増加しており、通信回線の高速化など本格的な高度情報通信ネットワーク社会が進展しています。今後は、宮崎情報ハイウェイ21と市町村における地域公共ネットワークを活用し、地域経済の活性化、県民の利便性や福祉の向上等が図られるようアプリケーションの導入や実証実験等に取り組むとともに、その基盤となるハイウェイの適正な管理運営を行います。

(5 億 1 , 7 4 0 万円)

情報通信格差の是正

地域における身近な情報通信基盤の整備を図るため、民放テレビ共同受信施設や移動通信用鉄塔施設の整備を行う市町村に対し助成します。

(2 億 4 , 0 8 2 万円)

宮崎情報ハイウェイ21ネットワーク構成図



高度情報通信ネットワーク化の推進

くらしを支える高度情報通信ネットワークの構築

衛星通信システムを活用し、行政情報等の全国ネットワーク化を推進する（財）自治体衛星通信機構に対し運営費を負担し、その事業に参加します。

また、インターネットの急激な普及に対応し、県庁ホームページを便利で利用しやすくするとともに、情報量を増大させるなど充実を図ります。（１億９万円）

行政の高度情報通信ネットワークの構築

国・地方公共団体間を相互に接続した総合行政ネットワークを利用し、電子自治体の実現を進めます。

また、県民・企業等がインターネットを利用して、県に対する申請・届出等の手続きを行うことができるシステムを運用するなど、県民サービスの向上及び行政事務の高度化・簡素効率化を図ります。

公共事業執行の各段階における各種情報を電子化し、事業執行の効率化やコスト縮減、維持管理の高度化・合理化を図るため、宮崎県CALS/EC整備基本構想及びアクションプログラムに基づき、電子入札及び電子納品等の円滑なシステム構築を進めます。

（１９億１，１９６万円）

(3) 安全で快適な生活基盤づくり

質の高い生活基盤の整備

安全・安心でゆとりある住まいづくり

地域の特性を活かし、県民が安心してゆとりのある住生活を営めるよう、第八期住宅建設五箇年計画（平成13年度～17年度）に基づいて、老朽化した県営住宅の建替による整備（16年度着工 宮崎市ほか1市2町に142戸）を行います。

建設に当たっては高齢者等の居住に配慮し、全ての住戸において高齢者仕様を採用して、手すりの設置や段差解消等を行います。

また、市町村が行う県産材を活用した木造公営住宅の建設及び高齢者や障害者世帯向けの人にやさしい公営住宅の建設及び改善に対し助成を行います。

さらに、民間事業者等が行う中堅所得者世帯の居住水準の向上を図る特定優良賃貸住宅（10戸）及び高齢者の安全で安定した居住の確保を図る高齢者向け優良賃貸住宅（36戸）の建設等に対して助成を行います。

このほか、良質な木造住宅の建設を促進するため、地域材を使用した住宅の新築または購入に対し、住宅金融公庫融資残高に対する利子助成（100戸）を行うとともに、住宅についての情報提供を行います。

また、国土保全奨励制度の一環である山村定住「みやざきの家」建設支援事業により、過疎・振興山村地域の市町村が行う定住促進のための公共賃貸住宅の建設（14戸）に対して助成します。この制度は一定の管理期間経過後、希望する入居者に住宅の分譲が可能なが大きな特色です。



県営見法寺団地(日南市)

(4 3 億 6 , 5 4 0 万円)

下水道等生活排水処理施設の整備

公共下水道、農漁村の集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設について、地域の実情に応じた計画的・効率的な整備を推進することにより、衛生的で快適な生活環境を確保し、河川等の公共用水域の水質の保全に努めます。

本県の公共下水道の普及率は、平成15年3月31日現在で41.4%であり、全国平均65.2%に比べてまだ低い状況にあります。このため、県では過疎代行事業や補助金等交付制度により、市町村に対する支援を行い、事業実施市町村の事業促進や未着手市町村の早期事業着手を働きかけます。

(1 8 億 5 , 2 5 2 万円)

ゆとりとうるおいのある生活空間の整備

市街地の計画的な整備

都市の将来像とその実現に向けた大きな道筋を明らかにした「都市計画区域マスタープラン」に基づき、将来の人口及び産業等の規模に応じた合理的な土地利用を促進するとともに、各種都市計画の適切な策定・見直しを行ないます。

具体的には、中心市街地の整備、住宅地の開発整備、都市拠点の整備、スプロール市街地の解消等、地域の課題を解決し総合的なまちづくりを図るため、多様な土地区画整理事業を促進します。

また、都市内交通の円滑化を図るため、良好な居住環境の形成や都市防災など道路空間の持つ多面的機能に配慮しながら、街路事業を進めることとしており、特に日向市においては、踏切の解消等による交通の円滑化や、中心市街地の活性化を図るため、市の施行する土地区画整理事業と連携を図りながら、「日豊本線日向地区連続立体交差事業」を進めます。

(5 2 億 5 , 9 1 1 万円)

良好な都市空間の創出

都市のうるおいや快適環境、心の豊かさなどを求める住民の意識の変化に伴い、都市の美しさや魅力ある都市景観へのニーズが高まっています。

こうしたなか、都市緑化に関する知識の普及、啓発を積極的に進め、緑豊かなうるおいのある都市づくりを推進するとともに、自然環境や都市景観と調和した屋外広告物等が設置されるよう規制・誘導し、地域特性に応じた良好な景観の形成を図ります。

また、都市における緑とオープンスペースを確保し、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市のうるおい創出に資するとともに、自然とのふれあい、コミュニティの形成、災害時の安全確保等多様なニーズに対応できるよう、平和台公園、阿波岐原森林公園等の整備や、適切な維持管理運営に努めます。

さらに、海洋性レクリエーションの活動拠点として宮崎港の一ツ葉地区で引き続き整備を進めている「みやざき臨海公園」の管理運営を行います。

(1 5 億 8 , 2 3 4 万円)

安全で快適な交通環境の整備

本県には、九州縦貫自動車道及び東九州自動車道をはじめ、国道 1 8 路線、県道 1 9 7 路線、市町村道 3 1 , 0 3 0 路線の実延長約 1 9 , 5 9 4 k m (平成 1 5 年 4 月 1 日現在)の道路があります。

これらの安全性や利便性の確保に努めるほか、近年のバリアフリー化や国際化、情報化等に対応した交通環境の整備を図ります。

道路現況表（県全体）

平成15年4月1日現在

（単位：km，％）

| | 路線数 | 実延長 | 改 良 | | 舗 装 | |
|-----------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | | | 改良延長 | 改良率 | 舗装延長 | 舗装率 |
| 高速自動車国道 | 3 | 118 | 118 | 100.0% | 118 | 100.0% |
| 国道(指定区間) | 2 | 275 | 275 | 100.0% | 275 | 100.0% |
| 国道(指定区間外) | 16 | 878 | 615 | 70.0% | 878 | 100.0% |
| 主要地方道 | 48 | 977 | 639 | 65.4% | 977 | 99.9% |
| 一般県道 | 149 | 1,068 | 451 | 42.2% | 1,065 | 99.8% |
| うち自転車道 | 2 | 41 | 41 | 100.0% | 41 | 100.0% |
| 市町村道 | 31,030 | 16,277 | 7,742 | 47.6% | 13,245 | 81.4% |
| 総 計 | 31,248 | 19,594 | 9,840 | 50.2% | 16,559 | 84.5% |

（注） 現道、旧道及び新道を含む。有料道路及び自転車道を含む。

改良延長は、市町村道及び自転車道では、車道幅員5.5m未満の規格改良済を含み、それ以外は車道幅員5.5m以上で計上している。

舗装延長は、簡易舗装を含む。

端数処理のため、改良率、舗装率及び各項目の和と計は必ずしも一致しない。

道路交通環境の整備

県では、一般国道16路線878km、県道197路線2,045kmの道路を常時、保全管理していますが、このことは、安全で円滑な交通を確保するために極めて重要なことです。

このため、高齢者・障害者・通学生等が安心して利用できる歩道の新設やバリアフリー化をはじめ、安全で快適な観光道路を目指した道路案内標識などの交通安全施設の整備、落石防護柵の設置などの災害防除事業を行うとともに、舗装、橋梁の補修・修繕等、道路の安全管理のための事業を推進しています。

また、宮崎県沿道修景美化条例等に基づき、樹木及びその他の植物の保護や花木類の植栽を行うことにより、一般国道や県道の沿道美化に努めます。

（233億254万円）



災害防除事業（国道327号）



沿道修景美化推進対策事業
（小林えびの高原牧園線）

安全な県土づくりの推進

本県は、地理的・自然的条件から風水害や地震災害などの自然災害を受けやすく、防災基盤や治山・治水対策等の充実が常に求められています。

このため、防災体制の充実と併せ安全な県土づくりの基盤整備に積極的に取り組む必要があります。

災害に強いまちづくりの推進

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、緊急輸送道路をはじめとする道路や河川、橋梁、港湾、漁港、公共建築物などの社会資本の耐震性や安全性の向上を図るとともに、災害時における水道、下水道、電気、ガス、電話などのライフラインの確保を促進します。

（75億442万円）

県土の保全

自然環境や景観などに配慮しながら河川改修や砂防施設、海岸保全施設、治山施設などの整備を進めるとともに、森林や農地の保水力の確保を図ることにより、県土の保全や安全性の確保に努めます。

（289億5,367万円）

河川改修事業及び河川総合開発事業の推進

本県では、梅雨期や台風期に豪雨が集中する気象条件に加え、河川流域の開発や都市化の進展に伴い、河川の浸水被害解消への要請が高まっており、その対応が必要となっています。

このため、緊急性の高い箇所から、河川改修を計画的に推進するとともに、多目的ダムの建設等河川の総合開発を推進しています。実施に当たっては、治水機能の向上はもとより、良好な河川環境の保全・創出を図ることとし、親水機能の向上



河川激甚災害対策特別緊急事業

（延岡市北川：差木野地区（鹿小路橋）から川坂地区までを望む）

や河川に生息する動植物の生態系の保全、優れた河川景観の保全・創出を図るなど、多自然型のうるおいのある水辺づくりを進めます。

また、降雨・水位等の観測施設の整備・拡充を図り、そこで得られる情報の収集・処理を行い、河川管理者、水防管理団体及び一般住民に提供することにより、危機管理体制の強化を図ります。

河川の改修状況

(単位：km、%)

| 区分 | 水系数 | 河川数 | 河川総延長 | 要改修 河川延長(A) | 15年度末 改修済延長(B) | 改修率 (B/A) |
|----|-----|-----|-----------|----------------|-------------------|--------------|
| 直轄 | 4 | 17 | 145.600 | 145.6 | 132.6 | 91.1 |
| 補助 | 58 | 472 | 2,608.322 | 1,088.4 | 449.5 | 41.3 |
| 計 | 58 | 474 | 2,753.922 | 1,234.0 | 582.1 | 47.2 |

(注) 直轄の水系数と補助の水系数は重複があるため、積み上げと計とは一致しない。
河川数についても同様である。

砂防事業の推進

本県は急峻な山地が多く、しかもシラス等の特殊土壌が広く県土を覆っているという地形的・地質的条件に加え、梅雨期や台風期に豪雨が集中する気象的条件により、土砂災害が発生しやすく、県民の生活にとって重大な脅威となっています。

このような土砂災害から県民の生命・財産を守るため、荒廃の著しい溪流に土石流等を防止するための砂防堰堤等を設置する砂防事業、また、地すべりによる被害を防止する地すべり対策事業及び擁壁等によりがけ崩れを防止する急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、土砂災害に関する知識の普及・啓発や土砂災害関連情報を提供するシステムの構築にも取り組んでいます。

さらに、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備等を推進するため、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定を目的とする基礎調査を実施します。

土砂災害危険箇所の整備状況

(単位：箇所、%)

| 区分 | 全体 | 整備対象箇所 (A) | 整備済箇所 (B) | 整備率 (B/A) |
|------------|--------|---------------|--------------|--------------|
| 土石流危険溪流 | 3,239 | 1,413 | 394 | 27.9 |
| 地すべり危険箇所 | 273 | 273 | 31 | 11.4 |
| 急傾斜地崩壊危険箇所 | 8,314 | 2,680 | 645 | 24.1 |
| 計 | 11,826 | 4,366 | 1,070 | 24.5 |

海岸保全対策の推進

本県は、南北約400kmに及ぶ長い海岸線を有しており、沿岸域における高潮等の災害への対応が必要です。

このため、津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食を防止するため、日向灘沿岸海岸保全基本計画に基づき、災害発生の危険度の高い海岸や侵食の著しい海岸に重点を置き、離岸堤等海岸保全施設の整備を進めます。

海岸保全施設の整備状況

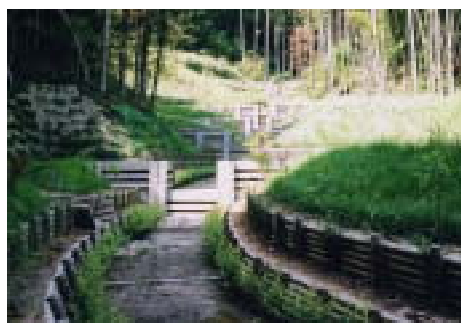
(単位：m、%)

| 所管名 | | 海岸線 総延長(A) | 要保全延長 (B) | 海岸保全区域 指定済延長(C) | 15年度末 改修済延長 (D) | 改修率 (D/B) |
|-------|-----|---------------|--------------|--------------------|-----------------------|--------------|
| 国土 | 河川局 | 190,193 | 37,966 | 27,417 | 18,164 | 47.8 |
| 交通省 | 港湾局 | 93,671 | 31,565 | 29,003 | 24,708 | 78.3 |
| 農林水産省 | | 121,610 | 63,570 | 56,964 | 36,606 | 57.6 |

治山・保安林整備事業の推進

国土の保全、水源のかん養、保健休養などの公益上重要な森林について、計画的に保安林として指定し、適正な管理に努めています。

特に、自然災害などで機能が低下し、または低下する恐れのある保安林に対しては、治山施設や保安林整備を行い、山地に起因する災害や潮害から県民の生命・財産を守り、清らかで豊かな水を育むとともに、緑豊かで安全な生活環境づくりに努めています。



保安施設等県産材活用促進事業
(串間市宇都地区)

(4) 県土・資源の有効利用

適正な県土利用の促進

土地や資源には限りがあり、県民生活や産業活動を展開する上で不可欠な基盤を成すものであるため、計画的で適正かつ有効な利用を促進します。

▶総合的・計画的な土地利用の推進

土地の持つ公共性など土地に関する基本理念の普及啓発に努めるとともに、土地利用基本計画をはじめとする総合的な土地利用制度の充実を図ります。

また、国土調査事業の計画的な実施により地籍の明確化を図るとともに、地理情報システム（GIS）などを活用した各種土地に関する情報

の整備・提供の充実を図り、市町村と連携しながら、計画的で適正かつ有効な土地利用を促進します。

(6 億 9 , 7 0 2 万円)

土地利用の質的变化

(単位 : ha)

| | 平成10年 | 平成17年 | 平成22年 |
|------|---------|---------|---------|
| 総面積 | 773,395 | 773,477 | 773,500 |
| 農地 | 72,952 | 70,000 | 68,500 |
| 森林 | 589,859 | 590,200 | 590,400 |
| 住宅地 | 16,252 | 16,970 | 17,500 |
| 工業用地 | 1,533 | 1,620 | 1,700 |
| その他 | 92,799 | 94,687 | 95,400 |

(資料 : 第五次宮崎県総合長期計画)

地籍調査の実施状況

| 要調査面積 | 平成15年度までの調査済面積 | 進捗率 | 備 考 |
|-----------------------|-----------------------|--------|-----------------------|
| 5,687 Km ² | 2,976 Km ² | 52.3 % | 完了 17市町村 実施中 23市町村 |

(公共事業等による地籍図の整備も含む)

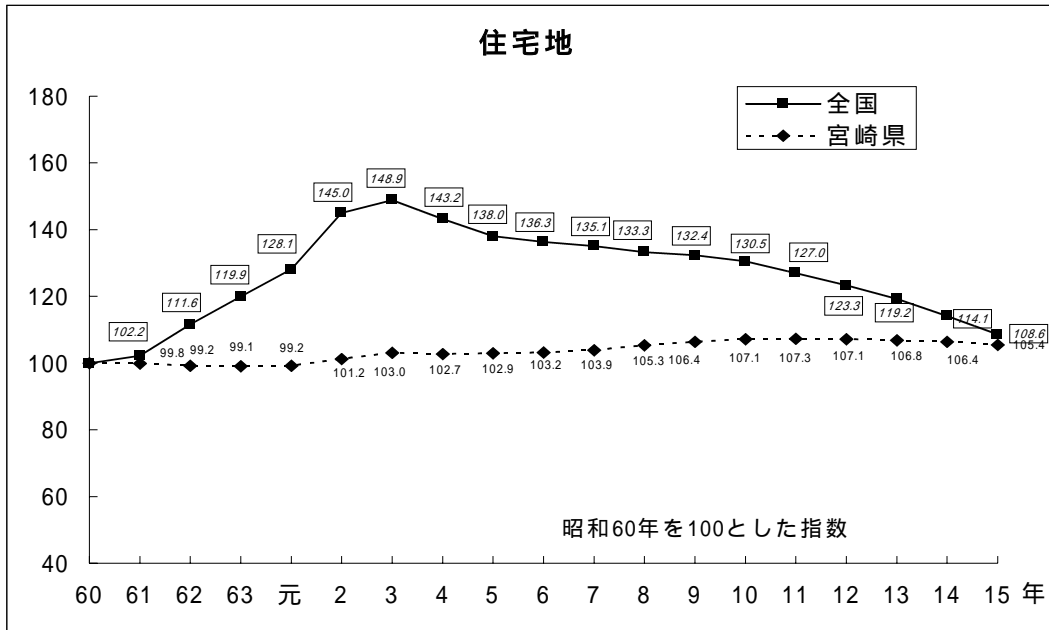
▶適正な土地取引の推進

今後、地価の急激な変動またはそのおそれが生じた場合に的確な対応を講ずるため、引き続き、地価動向及び土地取引動向の調査・把握に努めます。

また、国土利用計画法に基づく土地取引規制などの機動的かつ的確な運用に努めることにより、適正な土地取引の促進を図ります。

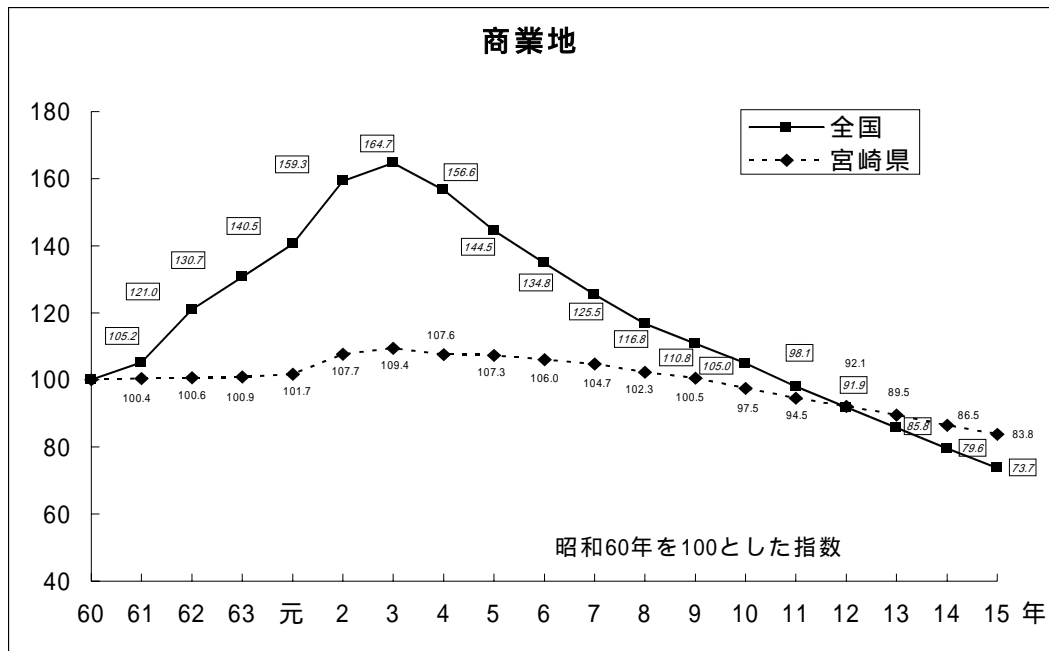
(3 , 1 4 5 万円)

地価調査価格指数の推移（住宅地）



（資料：宮崎県「地価調査基準地の標準価格」）

地価調査価格指数の推移（商業地）



（資料：宮崎県「地価調査基準地の標準価格」）

資源・エネルギー対策の推進

▶資源の確保

本県は、降水量に恵まれ、また、県土の約76%が森林であることから、これらを水源として流路延長が100km以上の大淀川、耳川をはじめ多くの河川が豊富な水資源をもたらしています。

このように、本県では比較的水資源に恵まれているため、早くから水資源の開発・利用が進められていますが、水の需要量は、県民の生活様式の多様化や産業の発展などによって今後ますます増大することが予想されます。

そこで、このような水の需要増大に対応するため「水の週間」（毎年8月1日～7日）を通じて、水資源の有限性、水の貴重さをPRするとともに、国の委託を受けて、水需給の現状等について調査を行います。また、安定的な水資源の確保を図るため、多目的ダムの整備などを推進します。

このほか、砂利、採石の骨材資源については、汚濁水、騒音等の公害・災害発生の未然防止を図るなど、環境に配慮しつつ計画的な開発を促進します。（5億2,397万円）

▶新エネルギー等の導入促進

近年、CO₂排出などによる温暖化等地球環境問題が顕在化していますが、その要因の多くは石油や石炭といった化石エネルギーと密接な関係があります。これをいかにして解決していくかは、次世代の地球環境にとって重要な課題となっています。

このような状況下、国では、平成9年に「新エネルギー促進法」を制定し、新エネルギー導入促進に向けた諸施策を展開していますが、地域においても、積極的な新エネルギーの利用を進めることが必要とされています。

本県においても、本県の特性を生かした新エネルギーの導入を一層推進することとして宮崎県新エネルギービジョンを策定したところであり、これに基づき、県民、事業者、市町村等との連携を図りながら、積極的に新エネルギーの導入を推進することとしています。

（4億9,867万円）